

4. 内部統制の強化と説明責任の向上

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、内部統制に関する基本的な方針を定め、適切な内部統制を実施するとともに、役員が職員と密なコミュニケーションを図り、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図りつつ、以下の取組を行う。

(年度計画)

中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、内部統制に関する基本的な方針を定め、適切な内部統制を実施するとともに、役員が職員と密なコミュニケーションを図り、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図りつつ、以下の取組を行う。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の経営理念の実現や業務運営の適正化を図るため、内部統制に関する基本的な方針を定めるとともに役員と職員の密なコミュニケーションを図ることとした。

(平成25年度における取組)

■ 内部統制の基本方針の制定

中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、外部有識者3名等からなる倫理委員会（平成25年11月13日開催）における審議を経て、11月28日に「内部統制の基本方針」を定め、機構の業務の適正を確保するための内部統制に係る体制を整備した。「内部統制の基本方針」については、通知文書を発出するとともに研修、コンプライアンスアンケート、メルマガ1分豆知識（毎週水曜日の昼休みにコンプライアンス等に関する質問を全職員に配信するメルマガジン）等の様々な機会を通じて周知・徹底に努めることにより、職員一人一人の内部統制に関する理解及び意識の向上と機構全体の内部統制の充実・強化を図った。

■ 役員と支社局・事務所との意見交換

役員が職員と密なコミュニケーションを図り、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図るため、理事長を始め役員が支社局や事務所に出向いて機構の経営理念、経営方針及び入札談合防止策の強化等について直接説明するとともに、現場における課題等について意見交換を行った（全支社局、25事務所）。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、機構の経営理念を実現するため「内部統制の基本方針」を制定し、役職員への周知徹底に努めた。また、役員と職員との意見交換等を行い、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図った。平成26年度は、役員が職員と密なコミュニケーションを図り、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図るとともに、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、法令遵守担当理事を設置することとしている。

中期目標の達成に向けた取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(1) コンプライアンスの推進①

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

コンプライアンスのさらなる推進を図るため、毎年度、本社・支社局及び全事務所において法令遵守等に係る講習会・説明会を実施する。また、内部研修においてもコンプライアンスの推進に関するプログラムを実施する。

(年度計画)

コンプライアンスアンケートの実施により独立行政法人水資源機構倫理行動指針の職員への浸透、定着を図り、コンプライアンス推進月間において集中的に本社・支社局及び全事業所で法令遵守等に係る講習会・説明会を実施する。

また階層別研修等の内部研修においてコンプライアンスの推進に関する講義を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

独立行政法人水資源機構倫理行動指針の浸透、定着に向けたコンプライアンスアンケート、コンプライアンス研修・講習会等の取組を継続的に実施していくことにより、コンプライアンスの徹底を図ることとした。

(平成 25 年度における取組)

■ コンプライアンスのさらなる推進

1. コンプライアンスアンケートの実施

コンプライアンス推進月間（11月）における全社的な取組として、前年度に引き続きコンプライアンスアンケートを実施した。実施に際して倫理行動指針の浸透、定着を図るだけでなく、内部統制の基本方針の浸透状況も確認できるよう質問事項の見直しを行った。また、新規の試みとして同アンケートの中でコンプライアンス標語を募集した。コンプライアンス標語には102作品の応募があり、その中から次の6作品を優秀賞として選定した。

【優秀賞】

- ・身につけよう 正しい知識で 法令遵守！
- ・法令遵守で 得よう信頼 守ろう信用 ！
- ・法令遵守 組織と個人の 防衛網
- ・倫理指針 読んで守ろう 道しるべ
- ・法令遵守、世のため、自分のため、家族のため。
- ・コンプラは ひとりひとりが 護るもの！

2. コンプライアンス推進月間における講習会等の実施

全ての職員等が研修等に参加できるよう、コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所で法令遵守等に係る講習会・説明会を複数回開催（延べ264回開催、3,918名参加。）するとともに、職員等が業務の都合に応じて柔軟に参加できるようビデオ研修を実施した。また、コンプライアンス推進月間にメルマガ1分豆知識の拡大版である「メルマガ10分豆研修」（メルマガ1分豆知識の設問を10問まとめて配信）も併せて配信し、職員がコンプライアンスに関する理解度を再確認する機会を設けた。

3. 階層別研修等におけるコンプライアンス講習の実施

等級又は職種ごとの階層別研修等の内部研修において、コンプライアンスの推進に関する講義を実施（17研修）するとともに、機構内LANのコンプライアンス掲示板に音声付きのスライドを掲示して一般事務補助業務従事者を対象とする研修を実施した。

（次年度以降の見通し）

平成25年度は、コンプライアンス推進月間を中心に、コンプライアンスアンケートや講習会・説明会等の各種の取組を行い、コンプライアンスの更なる推進を図った。平成26年度は、コンプライアンス推進月間を中心にコンプライアンスアンケートや講習会・説明会等のコンプライアンスの推進に向けた取組を実施するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修等を実施することとしている。

中期目標の達成に向けた取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(1) コンプライアンスの推進②

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

倫理委員会において、コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合においては当該事案について報告・審議する。

(年度計画)

倫理委員会において、コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合においては当該事案について報告・審議する。

(年度計画における目標設定の考え方)

外部有識者を含む倫理委員会での審議を通し、業務運営の適正化を図ることとした。

(平成 25 年度における取組)

■ 倫理委員会における報告・審議

外部有識者である委員の意見を内部統制の強化等に反映させるため、コンプライアンスの推進状況の報告、内部統制の基本方針に関する審議等のために倫理委員会を3回開催（平成25年6月12日、11月13日、平成26年2月4日）した。

各倫理委員会における主な意見等は表-1のとおり。

表-1 倫理委員会における主な議題及び意見等

開催日	主な議題及び意見等
平成25年6月12日	<p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度のコンプライアンス等の推進状況について など <p><意見等></p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスに関する取組は、構えてやるものではなく、日常、仕事をしていてコンプライアンスに抵触しないように良識の中で行動することである。 コンプライアンスとは、まさに社会的要請に応えることである。 コンプライアンスアンケートにおいて、職員に比して、一般事務補助業務従事者の認知度が低い傾向にある。今後は、採用するときなど機会を見てコンプライアンスのことを説明していくべき。
平成25年11月13日	<p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の基本方針（案）について など <p><意見等></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の基本方針については、作成して終わりではなく、運用し、改善していくことが大切。 内部統制の基本方針を職員に周知するに当たり、なぜ基本方針を定めたの

	か、従前との相違点は何かをわかりやすく示していくべき。
平成26年2月4日	<p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人改革等に関する基本的な方針について など <p><意見等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水、利水のため、職員が一丸となって努力していることをもっとアピールすべき。 ・現場のコンプライアンスは、経営者の顔が見えることが重要である。 ・小さな組織で大きなダムや水路等を管理しているのだから、中央と現場が密接に連絡を取り、リスクを予防していくことが大切。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、コンプライアンスの推進状況や内部統制の基本方針等についての報告・審議を行うため、倫理委員会を3回開催した。平成26年度は、コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合にあっては当該事案について報告・審議することとしている。

中期目標の達成に向けてこれらの取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(1) コンプライアンスの推進③

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

他事業所や他組織の有用な取組状況等の情報発信、講習の講師紹介及び過去の事例を含めたコンプライアンス事例集の充実等により、本社・支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。

(年度計画)

他組織等の有用な取組状況等の情報発信、講習の講師紹介を行うとともに、平成21年度に作成したコンプライアンス事例集の充実を図り、本社・支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。

(年度計画における目標設定の考え方)

コンプライアンス推進責任者の活動を支援し、推進体制を強化することにより、職員に対するより幅広いコンプライアンス啓発のための取組を提供し、更なるコンプライアンス意識の徹底を図ることとした。

(平成 25 年度における取組)

■ コンプライアンス推進責任者の活動支援

1. コンプライアンス関係情報の発信等

機構内LANのコンプライアンス掲示板を使用して、他組織等の有用な取組を掲示するほか、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた音声付きスライドを掲示し、誰でもコンプライアンスに関する情報を容易に入手できるようにした。また、支社局及び各事務所に対して、本社の顧問弁護士を講師として紹介するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。

2. コンプライアンス事例集の充実

全職員を対象に平成25年11月に実施したコンプライアンスアンケートでの回答を受けて、平成21年度に作成したコンプライアンス事例集の内容の充実を図るとともに、コンプライアンス掲示板に掲示して講習会の教材として活用しやすいようにした。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、コンプライアンス事例集の充実を図るとともに、コンプライアンスに関する資料をコンプライアンス掲示板に掲示し、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。平成26年度は、コンプライアンスの推進に係る各種情報の収集、発信等により、本社・支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援することとしている。

中期目標の達成に向けてこれらの取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(1) コンプライアンスの推進④

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、毎年、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

(年度計画)

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

(年度計画における目標設定の考え方)

倫理行動指針等の推進状況について、外部有識者を含む倫理委員会での審議、監事の監査を経て、独立行政法人評価委員会での評価を受けることにより、内部統制の強化を図ることとした。

(平成 25 年度における取組)

■ 推進状況の評価

平成24年度におけるコンプライアンスの推進状況等について取りまとめ、倫理委員会での審議（平成25年6月）、監事の監査（6月）を経て、平成24事業年度業務実績報告書（6月28日）により主務省の独立行政法人評価委員会へ報告した。その結果、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められることから「A」という評価を受けた。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、コンプライアンスの推進状況等について主務省の独立行政法人評価委員会に報告し、評価を受けた。平成26年度は、平成25年度におけるコンプライアンスの推進状況等について取りまとめ、倫理委員会での審議、監事の監査を経て、平成25事業年度業務実績報告書により主務省の独立行政法人評価委員会へ報告することとしている。

中期目標の達成に向けてこれらの取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(2) 監事及び会計監査人による監査

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

監事が必要と認める場合には、内部統制の取組状況についての監査実施、弁護士、公認会計士との連携、監査補助者の活用及び臨時監査の実施など、監事機能の万全な発現を図る。

また、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書等について会計監査人による監査を受ける。

(年度計画)

監事が必要と認める場合には、内部統制の取組状況についての監査実施、弁護士、公認会計士との連携、監査補助者の活用及び臨時監査の実施など、監事機能の万全な発現を図りつつ、監事監査計画に基づく、監事による監査を受ける。

また、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書等について会計監査人による監査を受ける。

(年度計画における目標設定の考え方)

監事が必要と認める場合には、弁護士等との連携、監査補助者の活用及び臨時監査の実施などを行うこととした。

また、会計監査人が行う監査上対象とされる会計に関連する内部統制についても、その有効性を評価・検証することにより情報の信頼性・正確性を監査することとされていることから、必要に応じ連携することとした。

(平成 25 年度における取組)

■ 監事監査

平成25年4月に策定した平成25年度監事監査計画に基づき、内部統制の取組状況等について、本社、4支社局、総合技術センター並びに18事務所において監事による監査を延べ29回受けた。このうち、3事務所においては監査補助者が活用され、3事務所では臨時監査が行われた。

監査補助者を活用した3事務所の監事監査においては、財務、用地、管理の業務に精通した延べ5名の職員が監事監査補助者に指名され、補助者の専門知識を活用し監査が実施された。

また、監事監査において把握された事項等については、四半期ごとの理事長と監事との意見交換等により、業務の是正・改善の取組に反映した。

■ 会計監査人による監査

平成25年度財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書については会計監査人による監査を受け、この結果、「独立監査人の監査報告書」（平成26年6月18日）において、決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認められ、事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人水資源機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認められた。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、監事及び会計監査人による監査を受け、監事により監査補助者の活用や臨時監査が行われた。

継続して監事及び会計監査人による監査を受けること等により、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(3) 入札契約制度の競争性・透明性の確保①

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

契約手続きにおいて、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。また、随意契約については、引き続き契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ随意契約とすることとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件及び契約条件等の見直しを行い、一層の競争性の確保に努める。

(年度計画)

契約手続きにおいて、一般競争入札方式を基本とし、透明性・競争性の確保を図る。また、随意契約については、引き続き契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ随意契約とすることとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件及び契約条件等の見直しを行い、一層の競争性の確保に努める。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の発注案件は、一般競争入札方式を基本として実施している。

随意契約の適正化については、引き続き平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」の厳格な運用を図ることとした。

(平成25年度における取組)

■ 契約手続きにおける競争性・透明性の確保

1. 契約手続きの競争性・透明性を高めるための取組

契約手続きの競争性・透明性を高めるため一般競争入札方式を基本とした発注を推進した。結果、少額随意契約を除く調達に占める一般競争入札の割合は、平成21年度に件数ベースで38.2%、金額ベースで62.2%であったが、平成25年度末には、それぞれ74.7%、67.9%となり、競争性・透明性の向上を図った（表-1）。

表-1 一般競争入札状況

年 度	件数ベース			金額ベース		
	契約件数（工事、コンサル、物品・役務等）	一般競争入札件数	比率	契約金額（工事、コンサル、物品・役務等）	一般競争入札金額	比率
平成21年度	2,199件	839件	38.2%	51,634百万円	32,139百万円	62.2%
平成22年度	1,793件	686件	38.3%	55,977百万円	40,560百万円	72.5%
平成23年度	1,647件	690件	41.9%	40,151百万円	26,939百万円	67.1%
平成24年度	1,581件	776件	49.1%	36,787百万円	23,745百万円	64.5%
平成25年度	1,484件	1,109件	74.7%	46,609百万円	31,667百万円	67.9%

2. 契約監視委員会による監視

機構は、平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、平成21年12月に機構の監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を設置して、機構が発注する工事等に係る契約において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底的に行うとともに、一般競争入札等について真に競争性が確保されているか点検・見直しを行っている。

平成25年度は、契約監視委員会を4回開催し、随意契約の審議を行った。

3. 一者応札・一者応募の改善への取組

一者応札・一者応募の改善については、平成21年9月17日にホームページにおいて公表した「1者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長や事業者向けのファクシミリによる公告案内等の「公告期間、公告方法の改善」、地域要件等の「入札参加条件等の緩和」等の取組を行ったことにより、平成25年度の一般競争入札における一者応札の割合は、一者応札改善のための取組を始めた平成21年度（49.2%）に比べ、30.7%となり大幅に改善した（表-2）。

表-2 一者応札状況

年 度	一般競争入札件数	うち一者応札件数	率
平成21年度	839件	413件	49.2%
平成22年度	686件	132件	29.2%
平成23年度	690件	141件	20.4%
平成24年度	776件	148件	19.1%
平成25年度	1,109件	341件	30.7%

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、契約手続きにおける競争性・透明性の確保、随意契約の厳格な運用、一者応札・一者応募となっている案件に係る一層の競争性の確保について適正に実施した。

引き続き、中期目標の達成に向けてこれらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(3) 入札契約制度の競争性・透明性の確保②

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

入札・契約手続については、監事監査において徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受け、一層の適正化に取り組む。

(年度計画)

入札・契約手続きについては、監事監査において徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受け、一層の適正化に取り組む。

(年度計画における目標設定の考え方)

入札・契約手続きについては、引き続き監事監査及び入札等監視委員会等のチェック、監視等を受けて、平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」の厳格な運用を図ることとした。

(平成25年度における取組)

■ 入札・契約手続きのチェック等

1. 監事監査におけるチェック

平成25年度は、監事による監査が本社及び総合技術センター並びに事務所等の17箇所において実施され、入札・契約手続きのチェックを受けた。

2. 入札等監視委員会等の監視・審査

外部有識者で構成する入札等監視委員会を4回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続並びに補償契約に係る契約事務手続について監視・審査を受け、一層の適正化に取り組んだ。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、入札・契約手続きに係る監事監査におけるチェック及び入札等監視委員会等の監視・審査を受け、一層の適正化に取り組んだ。

中期目標の達成に向けてこれらの取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(3) 入札契約制度の競争性・透明性の確保③

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

入札契約の結果及び随意契約等見直し計画に基づく取組状況等については、ホームページ等を通じて公表する。

(年度計画)

入札契約の結果及び随意契約等見直し計画に基づく取組状況等についてはホームページ等により公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

独立行政法人における随意契約の適正化の推進について（依頼）」（平成19年11月15日付総務省行政管理局長、行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡）において、「公共調達に適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達）に掲げられた各項目に準じて各法人において公共調達の適正化に取り組むよう要請があり、平成20年1月以降月単位で少額を除くすべての契約案件を公表することとなっている。

(平成25年度における取組)

■ 入札・契約状況の公表

平成20年1月分から継続して「公共調達に適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達）に基づき、入札結果等をホームページに毎月公表した。また、随意契約については、平成22年6月に策定公表した「随意契約等見直し計画」に基づき、平成24年度に締結した契約件数、同計画に掲げた割合に到達しなかった理由等について分析を行い公表した。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、入札契約の結果及び随意契約等見直し計画に基づく取組状況等に係るホームページ等による公表について適正に実施した。

中期目標の達成に向けてこれらの取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(4) 談合防止対策の徹底

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた国土交通省の入札談合にかかる再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を実施し、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。

(年度計画)

公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた国土交通省の入札談合にかかる再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を実施し、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。

(年度計画における目標設定の考え方)

国土交通省の入札談合にかかる再発防止対策の検討状況を踏まえて、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底することとした。

(平成 25 年度における取組)

■ 談合防止対策の取組

適正な情報管理、不正を起こさないための職場の空気づくり、違法性の認識と関連法令等の再確認のため、次のとおり入札談合防止対策を実施した。

- ① 役員が事務所に出向いて、談合防止を中心に、組織の信頼に関わる不正全般の防止に関する説明会を18回実施した。また、全国会議等の場における説明を4回実施した。
- ② 所長級昇任前の研修（管理職Ⅰ研修）等で談合防止に係る講義を4回実施した。
- ③ 情報の管理に関する新たなルール（マスキングの徹底、アクセス権限の厳格化等）を設定（平成25年4月）し、契約課職員が全事務所に出向いて説明会を20回実施、情報管理の徹底を図った。
- ④ 機構内LANにコンプライアンス関係の掲示板を設置し、情報共有を図った。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、談合防止対策の取組について適正に実施した。

中期目標の達成に向けた取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(5) 情報セキュリティ対策の推進

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、標的型攻撃メールや新型ウイルス等のサイバーテロに備えて業務の継続性を確保するなど、情報セキュリティ対策を推進する。

(年度計画)

サイバーテロ攻撃に備え、万一のウイルスの侵入時にも痕跡を追跡できるように、平成25年度は、機構の情報ネットワーク全体を一括監視できるログ監視システムを本社に導入する。

(年度計画における目標設定の考え方)

標的型攻撃メールや不正プログラムの手口がますます巧妙化しており、初期対応を誤ると情報漏洩に繋がるため、組織にとってその被害は計り知れないものとなっていることから、セキュリティ対策の高度化を推進するため、情報の証跡管理が可能なネットワーク監視システムの導入を図ることとした。

(平成 25 年度における取組)

■ ネットワーク監視システムの導入

平成25年度の機構全体の不正プログラム検知件数は18件であった。これらは、外部から持ち込まれた記憶媒体に感染したファイルが含まれていたことが主な原因となっている。このため外部記憶媒体の接続規制や不正プログラムの証跡を追跡できる監視システムを平成25年度に導入した。監視システムの導入によって、情報漏洩に備えるとともに、プログラムの脆弱性に対する修正プログラムの配布など迅速な対応が可能となった（写真－1、写真－2）。

当該システムは、インストールプログラムのライセンス管理も可能なことから、インストール数超過などのライセンス違反を防止できるため、コンプライアンスの強化が図られるなど、副次的効果も見込める。このように、平成25年度はセキュリティ対策の高度化を推進するとともに、迅速な対応が可能となった。



写真-1 監視サーバー本体

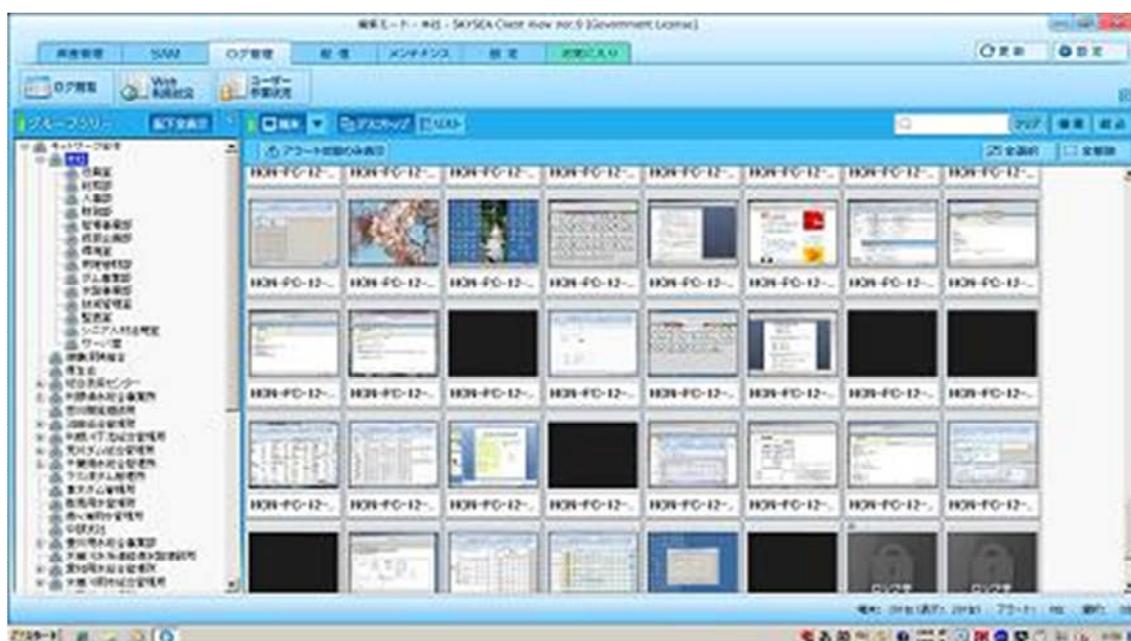


写真-2 監視画面の一例

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、ネットワーク監視システムを導入した。平成26年度はこれを活用してよりレベルの高いセキュリティ対策を随時実施していく。

引き続き、中期目標の達成に向けた取組を計画的に実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(6) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

(年度計画)

関連法人等との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が役員として再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

(年度計画における目標設定の考え方)

関連法人との関係についてホームページに公表することにより透明性を確保することとした。

(平成25年度における取組)

■ 関連法人への再就職及び関連法人との間の取引等の状況の公表

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、機構と関連法人との間の補助・取引等の状況及び機構から関連法人への再就職状況についてホームページで公表するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、機構と一定の関係がある業者との契約状況についてホームページで公表した。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、機構から関連法人への再就職状況及び関連法人との間の取引等の状況に係るホームページによる公表について適正に実施した。

中期目標の達成に向けてこれらの取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(7) 財務内容の公開①

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。

(年度計画)

財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、財務諸表等の公開を継続することとした。

(平成 25 年度における取組)

■ 財務諸表等の公開

平成24年度の財務諸表について、独立行政法人通則法第38条第1項の規定に基づき国土交通大臣の承認を平成25年9月5日に受け、ホームページに掲載するとともに、財務諸表を解りやすく解説した決算概要を併せてホームページに掲載して公開した。

さらに、財務諸表等を本社、支社局及び全事務所において閲覧に供するとともに、その閲覧場所についてホームページに掲載し周知した。

また、平成24年度の財務諸表においては、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令（平成15年国土交通省令第104号）により、勘定を設けて整理することとされている「区分経理によるセグメント情報」のほか、施設をその機能により区分する「施設の機能別によるセグメント情報」及び施設の効用の及ぶ地域により区分する「水系によるセグメント情報」の3種類のセグメント情報を合わせて公開した。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、財務諸表等の公開について適正に実施した。

引き続き、財務諸表等の公開を適正に実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(7) 財務内容の公開②

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高めるなどの観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともにホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画)

市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高めるなどの観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び平成24年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともにホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、継続して機関投資家等への開示情報を充実し、積極的に公開することとした。

(平成 25 年度における取組)

■ 業務運営の透明性確保

機構の業務概要及び平成24年度決算の内容等を盛り込んだ資料を作成し、平成25年10月4日に機関投資家、アナリスト等を対象とした決算等説明会を開催するとともにその資料をホームページへ掲載したほか、水資源債券発行に係る情報等を適宜ホームページに掲載し、業務運営の透明性を確保した。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、機関投資家等への説明会の開催等の業務運営の透明性を確保する取組を適正に実施した。

引き続き、業務運営の透明性を確保する取組を実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(8) 環境マネジメントシステムの定着と環境物品等の調達等①

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの定着を図った上で、平成28年度までに本社・支社局及び全事務所において機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステムを構築・移行し、環境保全の取組を着実に推進する。

(年度計画)

環境保全の取組を着実に推進するために、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの定着を図る。

平成25年度は、筑後川局管内において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステムを構築し、移行する。

(年度計画における目標設定の考え方)

中期計画に掲げる目標を達成するため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの定着を図った上で、筑後川局管内については独自の環境マネジメントシステムに移行することとした。

(平成25年度における取組)

■ 環境マネジメントシステムの運用

本社及び支社局並びに関東管内、中部支社管内、関西支社管内、吉野川局管内の丹生ダムを除く全事務所でISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用し、内部監査及び外部審査、教育訓練の実施、定期的な進捗状況の確認を実施することにより定着に取り組んだ。

筑後川局管内では、機構独自の環境マネジメントシステムに移行した。機構独自の環境マネジメントシステムは、ISO14001のノウハウを活かしつつ、環境保全の取組が着実に推進できるよう取組の進捗管理と環境に関する法令遵守が適切に実施されるシステムとして構築した。

(次年度以降の見通し)

関東管内、中部支社管内、関西支社管内、吉野川局管内においてISO14001に基づく環境マネジメントシステムを維持・運用するとともに、筑後川局においては、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステムに移行した。

中期目標の達成に向けた取組を計画的に実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(8) 環境マネジメントシステムの定着と環境物品等の調達等②

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

小水力発電、太陽光発電といった再生可能エネルギーの活用等の地球温暖化対策に資する施設整備を進めるとともに、省エネルギー対策に取り組むなど、機構の地球温暖化対策実行計画に基づいて温室効果ガスの排出削減を推進する（再掲）。また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図る。

(年度計画)

平成25年度は、平成24年度までの温室効果ガス等の排出実績をふまえ、地球温暖化対策実行計画を改定し、小水力発電、太陽光発電といった再生可能エネルギーの活用等の地球温暖化対策に資する施設整備を進めるとともに、省エネルギー対策に取り組むことで引き続き温室効果ガスの排出削減を推進する（再掲）。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の地球温暖化対策実行計画を改定し、引き続き本計画に基づいて温室効果ガスの排出抑制を推進することとした。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図ることとした。

(平成25年度における取組)

■ 温室効果ガスの排出抑制（再掲）

1. 機構の地球温暖化対策実行計画

平成25年12月に「地球温暖化対策実行計画」を改定し、公表した。改定した実行計画においては、庁舎等における省エネルギーの取組を引き続き実施するとともに、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用として再生可能エネルギーの活用等を取り入れ、温室効果ガスの排出抑制を図ることとしている。

本計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制等をより一層推進していくために、機構内LANを使って温室効果ガス排出量実績の経年変化を掲示し、その取組を促した。また、内部研修等で職員の意識高揚を図るとともに、環境マネジメントシステムを運用して電気使用量の抑制に努めた。

その結果、平成25年度におけるすべての事業活動に伴う温室効果ガス排出量は82,109 t-CO₂*であり、実行計画の平成29年度における温室効果ガス排出抑制目標値（87,392 t-CO₂）を達成している（同目標値に比べて6.0%抑制）。

■ 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、電気の供給を受ける契約については、裾切り方式*という一般競争入札により契約の相手方を決定することとなっており、この手続対象となる19事務所等（中部支社、筑後川局及び17事務所）のうち、応札者なしによる入札不調15事務所等及び契約手続き中の筑後川局を除く3事務所で実施した。

また、使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約（当面は自動車の購入及び賃貸借に係る契約が対象）については、平成22年7月から実施しており、調達を行った87事務所で8件の契約を締結した。

※裾切り方式

温室効果ガス排出削減の観点から、入札参加者資格を設定し、基準値を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する方式

（次年度以降の見通し）

平成25年12月に「地球温暖化対策実行計画」を改定し公表した。計画に基づき、内部研修等で職員の意識高揚を図るとともに、環境マネジメントシステムを運用して電気使用量の抑制に努めた。その結果、機構の温室効果ガス排出量については、計画の平成29年度における温室効果ガス排出抑制目標値を達成している。

また、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進について適正に実施した。

中期目標の達成に向けてこれらの取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(8) 環境マネジメントシステムの定着と環境物品等の調達等③

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①コンプライアンスの更なる推進、②入札契約制度における競争性や透明性の確保、③「随意契約等見直し計画」（平成22年6月独立行政法人水資源機構）に基づく取組の実施及び公表、④監事及び会計監査人による監査、⑤関連法人との関係の透明性の確保、⑥談合防止対策の推進、⑦情報セキュリティ対策の推進等

(中期計画)

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

(年度計画)

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達するものとして、目標を設定した。

なお、国が定めた基本方針に、「今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする」とされている公共工事についても、的確な調達を図ることとした。

(平成25年度における取組)

■ 環境物品等の調達

平成25年度については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」第7条の規定に基づき、平成25年6月に「環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）」を定め、環境物品等の調達の推進に取り組んだ（図-1、図-2）。さらに、特定調達品目に関しては、調達方針に規定された調達目標どおり、国が定めた基本方針に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達した。

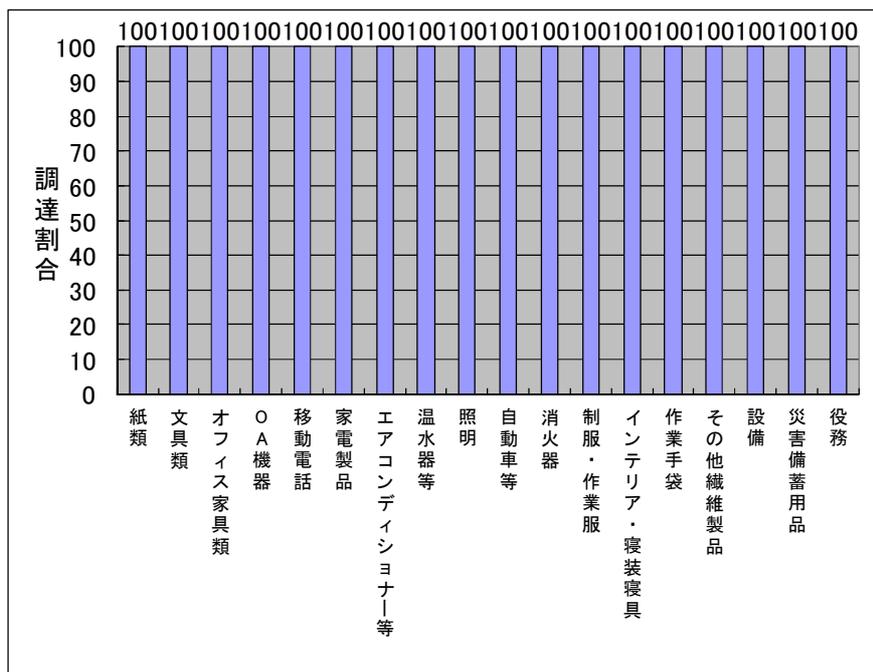


図-1 平成25年度環境物品等の調達実績 (物品・役務)

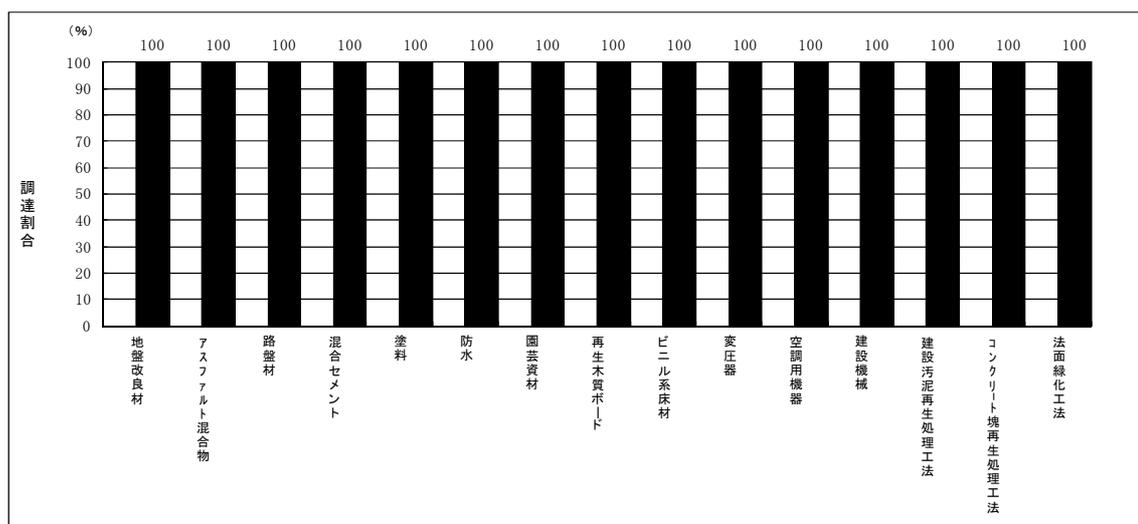


図-2 平成25年度環境物品等の調達実績 (公共工事)

(次年度以降の見通し)

環境物品等の調達に当たっては、毎事業年度、機構の調達方針を定め、同方針に規定された目標を達成するため、適切な調達に努めた。

中期目標の達成に向けてこれらの取組を継続して実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。